

「PD研修プログラム審査基準」

- 1 適用範囲 本基準は、PD認証機関が実施するPD研修プログラムに対する審査承認に適用する。
- 2 引用規格 次に掲げる規格は、引用された範囲内でこの審査承認基準の一部とみなす。なお、年版の表示のない規格については、最新版を適用する。
 - ・NDIS 0603：2005「超音波探傷試験システムの性能実証における技術者の資格及び認証」
- 3 審査基準 PD資格試験機関が定める「PD研修要件に関する基準」による。
- 4 審査の実施 審査の実施は、PD認証審査委員会委員長が選定した数名の委員からなる審査チームが行うものとする。
 - 4.1 初回審査 審査内容は、3項の基準に対して適正であるかを審査する。なお、審査は必要に応じて実地審査をすることができる。
 - 4.2 サーベイランス審査 審査は書類審査とする。PD認証機関は、承認されたPD研修プログラムのサーベイランス審査を初回承認日から1年以内実施する。サーベイランスには、第3項の基準による要求事項について実地審査をすることができる。
 - 4.3 更新審査 初回承認日から4年目のサーベイランス審査後、初回承認日から5年目を迎える前に更新審査を実施する。審査の内容は、初回審査と同じとする。
 - 4.4 研修プログラム変更に伴う審査 初回審査後、PD研修プログラムに変更が生じた場合は、PD研修センターから申請を受け、必要に応じて審査を行うものとする。なお、審査の内容は初回審査と同じとする。
 - 4.5 審査料の請求 審査料は、「PD認証申請料等に関する基準」により、審査完了後、申請機関へ審査料を請求する。

なお、「適正である」とは、第3項の審査基準に対する要求事項をすべて満たすことである。
- 5 審査結果の承認 審査チームは、審査の結果をPD認証審査委員会へ報告し、承認を得るものとする。PD認証審査委員会はその結果をPD認証運営委員会へ報告し、PD認証運営委員会が合否を決定する。審査結果の通知は、原則、審査を開始してから1か月以内に実施する。
- 6 合否判定基準 PD認証運営委員会は、PD認証審査委員会から報告された内容が以下の条件を満足する場合に、審査結果を合格と判定し、それ以外を不合格とする。
 - 6.1 初回審査 3項の基準を満足する。
 - 6.2 サーベイランス審査 以下のいずれかを満足する。
 - (1) 書類審査で適正であること。
 - (2) 実地審査を実施する場合は、書類審査及び実地審査で適正であること。
 - 6.3 更新審査 第3項の基準を満足する。
 - 6.4 研修プログラム変更に伴う審査 以下のいずれかを満足する。
 - (1) 書類審査で適正であること。
 - (2) 実地審査を実施する場合は、書類審査及び実地審査で適正であること。

なお、「適正である」とは、第3項の審査基準に対する要求事項をすべて満たすことである。
- 7 PD研修プログラムの保管 PD認証機関は承認されたPD研修プログラムに承認日を明記し、保管する。